

2009年4月7日

「世界の窓」から食料問題を考えるシリーズ

第10回：限りある農地という食料生産資源の問題（その2） ～オバマ政権下で環境保護対策をさらに強めるか、米国の土壌保全計画～

＜農地の劣化をどう食い止めるかが重要課題に＞

前回（2009年3月5日付け第9回）は、農地という食料の生産資源の劣化問題について、アジアの水田農業が直面する課題等を中心に考えた。

世界の人口は2050年の90億8000万人（国連人口基金による中位予測）にむけて増え続ける。食料生産の持続的な増大が今後ますます重大な地球規模の挑戦課題となっていくのは明らかだ。

農地という資源を次の世代へどう引き継いでいけるか。限りある資源だけに重い課題だ。土壌浸食による農地の劣化を食い止めるため、多くの国の政府がさまざまな取り組みを実施してきた。アフリカやアジアの国だけではない。米国やEU諸国等の先進国にとっても農地の保全は重要な政策課題となっている。しかし、農地保全は容易なことではない。農地の劣化を食い止める対策を実施しながら、同時に食料生産を継続していかなければならないのが現実であり、一方で劣化した農地の保全・回復対策には膨大な資金を長期にわたって投入する必要があるためだ。

本稿では、農地の劣化問題に取り組んできた米国の歴史を振り返り、その対策の中身等について考えてみることにする。

＜「戦争特需」がダストボールの遠因に＞

本シリーズ6回目の「南米農業国の躍進と米国との競合（その2）」（2008年11月29日）でも触れたように、米国における農地の劣化問題の歴史はジョン・スタインベックの「怒りの葡萄」（1939年）の時代に遡る。1930年代に米国の大平原地帯（グレートプレーンズ）⁽¹⁾に頻発した大規模な砂嵐（ダストボール）。開拓者の農地や住居は強風で吹き付けられた大量の砂に埋まり、オクラホマ州やテキサス州などの農民はカリフォルニア州などの新天地をめざして大平原から脱出せざるをえなくなった。1930年代の10年間にその数はオクラホマ州だけでも40万人、大平原全体で250万人に達したといわれる。

⁽¹⁾ 大平原地帯：ロッキー山脈の東側で、北はノースダコタ州からミネソタ州、南はテキサス州、ニューメキシコ州まで南北に広がる広大な地帯。

このダストボールの悲劇はそれより20年ほど前の第1次世界大戦（1914～18年）の勃発とつながってくる。19世紀の終わりごろから、重工業が発展し、農業の相対的な地位が後退してきたイギリスなどの欧州諸国へ、米国は農産物輸出を徐々に増やしていた。しかし、欧州からの移民が増え続け、国内の食料消費が増大して1900年代の初め頃までは輸出を大幅に増やすことができなかった。

そうしたなかで第1次世界大戦が勃発し、欧州の食料輸入需要は急増したのだ。イギリスやフランスなどの同盟国へ食料を供給するため、米国政府は小麦などの増産を大々的に奨励し、小麦の生産量は1910年の2300万トンから1919年には3500万トンにまで激増した⁽²⁾。

開発の途上にあつた米国農業にとって「戦争特需」は千載一遇の好機となった。1917年に米国政府は連邦食料管理局と戦時貿易ボードを設立。穀物等の生産と輸出をほぼ全面的に管理下に置いた。その結果、1910～12年の間は90万～170万トンに過ぎなかった年間の小麦輸出量が1915年には950万トンへ達し、1921年には1030万トンを超えたのである。しかし、これほどの急激な穀物増産は米国の農地に深刻な負荷を与えることとなった。

大平原は年間の降雨量が200ミリから500ミリほどしかない乾燥地帯で、河川による水資源の供給が極端に限られた地域である。それに、なだらかな草原はひろがっていたものの木材資源は少なく、開拓時代の初期には「アメリカ大砂漠」と呼ばれていた。農業には適さない、耕作困難な原野とみられていたのだ。

他方、南北戦争（1861～65年）のさなかにリンカーン大統領のもとで自営農民創設法（ホームステッド法、1862年）⁽³⁾が制定され、西部開拓に拍車がかかった。同法制定後の50年間に400万以上の移民家族が中西部などに入植したのだ。農業に適した土地は初期の入植者たちに独占された。そのため、少なくとも64haの農地をただでもらい受ける「競争」に遅れてしまった者は大平原など農耕に適さないような地域や奥地にまで入植せざるをえなかった。

第1世界大戦の「戦争特需」は米国内の小麦価格を高騰させた。1910年代前半のブッシェル（27.2kg）当たり90セント台の価格が1917～19年には2.05～2.16ドルまで跳ね上がった（ちなみに、ほぼ90年後の本年3月31日現在のシカゴ先物価格は5月渡しで5.32ドル）。大平原への入植者は農耕馬を使って草地を開墾し、小麦やトウモロコシなどの生産増に励んだのである。

米国の小麦の収穫面積は1910年の1800万haから1919年の価格高騰時に3000万haへ急増し、その後の価格下落で一時は約2000万haまで減少したが、1920年代後半には大平原での作付け増で2500万ha以上に回復した（1920年代に入ると、大平原では並年以上の降雨量という気象変化が起き、これが大平

⁽²⁾ 本稿では、米国の1970年までの農業関係の数値の多くを米国商務省のHistorical Statistics of the United States (1976)から引用した。

⁽³⁾ 21歳以上の米国市民へ5年間の耕作を条件にして160エーカー（64ha）の土地を無償で提供した。

原での小麦の作付けを増やしたといわれる)。

そこに気象の変化が再び起こった。1930年代に入り大平原は乾燥気候へ戻ったのだ。開墾前には表土を覆っていた雑草は耕作機械による毎年の深耕で失われ、農地の土壌水分を保つことが難しくなった。にもかかわらず、小麦価格の高騰で多くの農家は小麦の連作に走った。ヨーロッパから持ち込まれた輪作体系を守ることができなかつたのだ。そうしたなかで、乾燥した偏西風がロッキー山脈から東側の大平原に向かって吹き降り、吹き飛ばされた大量の表土が未曾有の砂嵐となって入植農家たちに襲いかかった。ダストボールと呼ばれた大規模な砂嵐は、1933年頃からサウスダコタ州やオクラホマ州などで頻発し始め、1934年には強風で巻き上げられた砂塵が2000km以上も離れたニューヨークやワシントンにまで飛んだ。ニューイングランド州ではこの年の冬に「赤い雪」が降ったと伝えられている⁽⁴⁾。

1920年代までに開拓された大平原の農地はダストボールによって「砂丘」と化し、住居や街は砂に埋まった。多くの農場や地方都市は放棄された。この時代の小麦収穫面積の統計をみると、1931年の2330万haが1934年の1700万haに激減している。ダストボールの総被害面積は日本列島の面積を上回る4000万haにも及んだのだ。

<1985年農業法から土壌保全政策が本格的な実施へ>

1936年に米国農務省の予算でペール・ローレンツ監督が製作したドキュメンタリー映画「草原を破壊した鋤」⁽⁵⁾の題名が端的に示しているように、ダストボールは自然環境を無視した小麦の過剰生産の結果といえる。

しかし、米国政府はこの過ちを無駄にはしなかつた。フランクリン・ルーズベルト大統領のニューディール政策のもとで、1933年に農務省は土壌保護局(現在の自然資源保全局)を新設。土壌浸食の問題へ初めて挑戦することとなった。大規模な防風林の植樹や土壌保全の技術指導(輪作、帯状耕作、土壌を保全するための不耕起栽培など)⁽⁶⁾、土壌保全技術の導入農家に対する補助金支給(1エーカー当たり1ドル)が実施されたのである⁽⁷⁾。

(4) “The Plow That Broke the Plains”(The University of Virginia),”Farm Policy, the politics of soil, surpluses, and subsidies”(Congressional Quarterly Inc.1984)などを参考とした。

(5) 脚注4の米国バージニア州立大学はダストボール関係の映像などの資料をネット上で紹介している。

(6) 米国の輪作体系については、本シリーズ第1回「トウモロコシと大豆の市場をにらんだ輸出側」の「調整」(2008年8月11日)を参照。帯状耕作とは、風食の被害を受けやすい作物と風食に耐性をもつ作物を広い帯状に交互に植える方法。また、小麦の切り株など刈り取り・収穫後の作物の残さを地上に残すことで表土の飛散を防いだり、2～3年間続けて畑地を耕作せずに種をまく不耕起栽培を普及することなど、土壌保全のさまざまな対策が実施された。

(7) “History of Soil Conservation Service”(USDA NRCS June 1994)より。

だが、1933年農業調整法⁽⁸⁾のもとで開始された土壌保全政策は、ダストボールが治まると、発足当初の勢いを失ってしまった。当時の米国農政にとっては、農家所得の保障と輸出増大が最優先の課題であったためだ。そして、1939年ナチス・ドイツ軍のポーランド侵攻で欧州は第2次世界大戦へ突入した。米国農業も再度の「戦争特需」で大增産の道へ突入したのである。

第2次世界大戦が終結して数年が過ぎると、欧州や日本の農業生産は大幅に回復した。しかし、米国は過剰生産にブレーキをかけられず、1960年代まで過剰在庫の処理に苦しむこととなる。アジアや中東などの途上国には米国から飼料穀物等を買入れる十分な余裕がまだなかったのだ。ところが、1972年にソ連が深刻な穀物不作に見舞われ、これが1つの引き金となって世界的な穀物危機が起こった。米国の過剰在庫は急速に解消し、米国農業は再び大增産と輸出増による好況の時期を迎えることになる。70年代の終わりごろには輸出の減少傾向がすでに出ていたにもかかわらず、米国農業界は80年代の需要増大を見込んで「垣根から垣根まで」を合い言葉に増産を続けたのである。

しかし、1980年代前半に事態は暗転した。それまで米国産農産物の大輸入圏であったEC（欧州共同体）が共通農業政策によって域内生産を増大させ、80年代に入ると小麦等の補助金付き輸出を増やし始めた。アフリカや中東諸国など米国の伝統的な輸出市場にフランス等の穀物が「安売り」されたのだ。二重の打撃を被った米国は農産物の輸出を大幅に減らし、中西部を中心に米国農業は深刻な不況に陥ってしまった。

こうした状況のなかで制定された1985年農業法は、価格支持と輸出補助の強化など米国農業の国際競争力の回復を第一のねらいとしたが、それと同時に土壌保全留保計画（CRP）と呼ばれる新たな政策を実施に移した。

この計画の骨格は①土壌浸食が一定水準⁽⁹⁾を超えた農地を10年間（現行法では10～15年間）草地または林地へ転換して農業生産から「隔離」する（「隔離」すべき面積の目標は1985～90年間に1600万～1800万ha）、②①の転換契約を政府と締結した農家に地代相当分と草地転換費用等の50%を補助する

⁽⁸⁾ 1929年に始まった世界恐慌で欧州諸国の農産物輸入は激減。ダストボールの追い討ちもあって、1930年代前半に米国農業は史上最悪の農業不況に見舞われる。こうしたなかで、米国政府は生産調整と価格支持という市場介入策を断行し、農家の倒産と離農を食い止めようとした。これらの実施を可能としたのが米国農政史上初めての総合的な農業法といわれる1933年農業調整法であった。

⁽⁹⁾ 土壌浸食度指数：米国農務省自然資源保全局が、風食や水食によって年間1エーカー（0.4ha）当たり失われる表土のトン数によって15段階に定めており、8以上が土壌浸食の激しい農地。なお、同局は1977年から土壌浸食状態等に関する全国資源調査を開始し、5年ごとにデータを公表。全国土の70%以上をすでにカバーし、調査地点は80万を超えている。年間エーカー当たり5トン未満の表土喪失が許容水準とされている（「土壌資源の保全を求めて」（日本学術委員会、平成15年6月）、「米国の土壌保全政策」（国立国会図書館ISSUE BRIEF 1991年2月）を参考とした。

(現在の補助金は1 ha 当たり年間1万数千円、補助金の支給上限は農家1戸当たり年間約500万円の5万ドル)、③そのほか、適切な輪作や不耕起栽培などの土壤保全技術の普及を行う、というものであった。

次の2つの点でこの計画は、米国の農政史上、画期的なものであった。

- ① 草土破壊罰則規定：農家の任意参加を基本としていた従来までの土壤保全政策に「罰則」が規定された。土壤浸食の激しい農地で耕作を行う農家は、農務省が認める土壤保全技術によって生産を行わない限り、同省からの融資や所得保障の補助金を受ける資格を失うという新规定である。クロスコンプライアンスと呼ばれる同時遵守制度が土壤保全政策で初めて導入されたのである。
- ② 湿地破壊罰則規定：水資源や野生動植物保護にとって貴重な役割を發揮している湿地を耕地に転換した農家は、いかなる土壤保全の技術を採用しても、農務省の融資や補助金を受けることはできない。①よりも厳しい規定である。(なお、米国内の環境保護団体が85年農業法にこの規定を盛り込ませるのに成功したことが、同団体の農政に対する発言力を強めさせる大きなきっかけになったと筆者は考える。)

こうした厳しい措置によって1986～90年に1600万 ha を超える広大な農地(全米耕地面積の約10%)が生産から「隔離」された。さらに、土壤浸食の激しい約4000万 ha の農地(全耕地面積の約25%)で土壤保全対策が徐々に実施へ移されたのである。

＜土壤保全政策から土壤保全・環境保護政策へ＞

1996年農業法で米国の土壤保全政策は大きく変換した。すなわち、土壤保全政策のなかで環境対策の重視が明確に位置づけられ、同政策が土壤保全・環境保護政策へ発展したのである。この背景には、大規模農場による農薬散布などさまざまな環境汚染に対する市民の反発が強まるなかで、環境保護団体の土壤問題への関心がいっそう高まっていたという実態がある。

2002年農業法と現行の2008年農業法は、環境保護技術等を実施する農家への補助金を大幅に増やした。米国農務省のウェブサイト情報によれば、現在の政策は次の3つの枠組みのなかで、多様な計画を実施している。

- ① 農地を生産から「隔離」する政策：
(2008～2012年の予算措置は123億9000万ドル)
 - (1) 土壤保全留保計画(CRP)：1985年農業法で導入され、現在でも実施されている中心的な政策。2008年農業法の対象農地の面積上限は約1300万 ha (なお、2008年4月現在、同計画に参加している農地は1400万

ha、年間の予算は約 2000 億円)。

(2) 湿地復元計画 (WRD) : 1990 年農業法で導入された政策で、農地を湿地へ復元する費用と地代分を補助。対象面積の上限は約 120 万 ha (環境保護団体のロビー活動の結果、02 年農業法での同上限が 34%も引き上げられた)。

② 耕作中の農地に対する補助政策 :

(2008~2012 年の予算措置は 114 億 5500 万ドル)

(1) 環境改善奨励計画 (EQIP) : 不耕起栽培など土壌保全のための耕作技術の実施や環境保護に資する肥培管理、畜産公害対策などの技術を導入し、関係施設を新たに整備する農家への補助が増額された。農務省は、家畜排泄物の管理施設や土壌浸食を防ぐための構造的な措置 (風食による土壌の散逸を防ぐために等高線に沿った緑地帯や段々畑を整備することなど) に要した費用の原則 50% (最高 75%) を農家へ補助する。また、不耕起栽培や投入肥料の削減などによって土壌や周辺地区の水質汚染防止措置を実施する農家にも 3 年以内で奨励金を支給するなど、幅広い施策が実施されている。2008 年農業法での予算措置は 2002 年農業法より 49%も増額された。前記の CRP に次ぐ重要な施策である。なお、畜産部門への環境対策補助は予算全体の 60%と規定され、畜産公害対策の強化が明確化された。農家 1 戸当たりの補助支給額の上限は 6 年間で約 3000 万円 (30 万ドル)。

(2) この他、農業用水資源保全計画 (AWEP) や野生動植物保護計画 (WHIP)、保全管理計画 (CSP) などがある。EQIP が新規の取り組みを補助するのに対し、CSP は、土壌・水資源・大気保全に資するような営農活動を従前から実施してきた農家を支援する制度であり、農家に対する補助金は 1 エーカー当たり 18 ドル (1 ha 当たり約 4500 円) の水準。農家 1 戸当たりの補助支給額の上限は 5 年間で約 2000 万円 (20 万ドル)。

③ 特定の農地を保護するための政策 : 農地保全のために特定の農地や草地を長期にリースする州政府や地方自治体等に費用の一部を補助する。

(2008~2012 年の予算措置は 10 億 4000 万ドル)

こうした米国の土壌保全・環境保護政策には大きな特徴が 2 つある。

1 つは膨大な国家予算の投入である。農地の劣化を食い止め、農業による環境汚染を防ぐため、2008 年農業法では 08 年~12 年の平均で年間約 50 億ドル (約 5000 億円) に及ぶ資金が投入される。しかも、この種の補助金は世界貿易機関 (WTO) の農業合意で「緑の政策」とされ、保護削減の対象とはなっていない

ない。

米国のこうした政策展開が、EU共通農業政策の改革への影響も含め、先進国の農地保全対策の方向付けに大きな役割を果たしたのは事実である。ただし、補助金の支給は農家に対する所得保障の実質的な上乘せとみることもできる。

米国農務省経済研究所の資料⁽¹⁰⁾によれば、37%(2001年)の農家が農務省のいずれかの計画のもとで農地を休耕させており、その他の多くの農家も上記の土壌保全や環境保護の各種計画の補助金を受けている。他の国では到底まねのできない政策の展開である。ブラジル等の南米諸国でも農地の劣化は深刻な問題であり、南米は不耕起栽培の技術が世界で最も広く普及している地域といわれる⁽¹¹⁾。しかし、ブラジルの農家がこうした技術を導入しても、政府から補助金は支給されない。

2つ目は、環境保護団体の主張が農業政策へ大きく反映してきたという実態である。CRPの対象農地については、単に土壌浸食の防止だけでなく、水質保全や野生動植物の保護など環境保護への貢献度指数が定められており、米国農務省はランク付けの高い農地を優先的に契約している。生産からの「隔離」だけでなく、環境保護への評価が加えられた。全米野生動植物連盟やシェラ・クラブなどの環境保護団体が、農薬汚染による貴重な動植物への悪影響や、飛散した表土が河川底に堆積する問題、動植物の生息する湿地帯の畑地化などに反発し、環境保護措置の多様化と高度化を求めた結果である。

いまや農業団体はこうした団体の動きを無視できなくなっており、民主党系の農業団体には環境保護団体との連携を追求するところもある。ただし、環境保護団体は必ずしも農業団体と敵対的な関係にあるわけではない。アメリカン・ファームランド・トラストのように農家と環境保護推進者が共同して組織し、環境に優しい農業を推進することによって農地と農業を守ろうとする団体も少なくない。食料・農業に関わるさまざまなステークホルダー（利害関係者）が連邦議会へ多様なロビー活動を展開するなかで、結果としては、環境保護等の新しい政策の拡大がなされながら、農務省の予算は徐々に増え、農家への基本的な補助政策は守られてきたのである。米国の土壌保全・環境保護政策は、環境団体の強い支持を得て当選したオバマ大統領のもとで、環境保護の色彩をさらに強めていく可能性がある。そのため、大規模農場にとっては農薬散布の規制等でコスト増の懸念はあるが、今後も農家への多様な補助の拡大によって「調整」が図られていくものと予測される。

⁽¹⁰⁾ “Land Retirement and Working-Land Conservation Structure” (USDA ERS “Amber Waves” June 2006)より。

⁽¹¹⁾ Optimizing soil moisture for plant production (FAO, NRME,2003) より。

＜広範囲に実施されている米国の土壌保全・環境保護政策＞

ところで、これほど大がかりな仕掛けで実行されてきた米国の土壌保全政策には土壌浸食を食い止める効果があったのだろうか。1982年から1997年の15年間に、米国における農地の表土喪失は40%も削減されたと農務省は分析している⁽¹²⁾。風食の抑制効果が出ている農地は補助対象で30.7%、補助対象以外で14.2%、水食が抑制された農地は補助対象で46.7%、対象以外で40.5%という調査結果も農務省は紹介している。

この関連で忘れてならないのが、土壌保全のための調査と農家への技術指導を行う農務省の態勢だ。1935年に同省内に発足した自然資源保全局(NRCS、発足当時は土壌保全局)は、全米2900カ所の地方事務所を通じ約1万3000人のスタッフが農家への技術指導や保全措置の実施状況の確認等を進めている。EU委員会にある土壌調査の共同研究センター(JRC)のスタッフが450名程度であるのに比して、米国の態勢がいかに大規模なものかを推測することができる⁽¹³⁾。

米国における現場での指導によって、次の(表1)に示されるように、さまざまな土壌保全の技術が非常に高い割合で農家の間に浸透してきた。特に、トウモロコシと大豆の農家の80%以上が輪作体系を維持しており、不耕起栽培などの保全耕作技術も大豆農家の69%が採用している。土壌浸食が激しい大平原などの地区では、中小農家がCRPによる生産「隔離」を選択し、大規模農場ほど輪作などの保全技術を実施する傾向が一般的だといわれるが、1930年代のダストボール以降、輸出の増大と過剰生産の問題を何度も経験してきた米国農家の間では、土壌保全と環境保護を意識した生産体系が相当広範囲に定着してき

(表1) 土壌保全等の技術を実施している米国農家の割合

農務省の奨励措置	トウモロコシ	大豆	小麦	綿花
輪作	80%	84%	57%	27%
土壌保全耕作	43%	69%	33%	11%
農薬散布削減の措置	55%	58%	83%	92%
肥料削減の土壌検査	26%	24%	30%	37%
その他の資材投入削減	11%	6%	3%	15%
実施措置の種類	2.2種	2.4種	2.1種	1.8種

(資料) 米国農務省農業資源管理調査。トウモロコシは2001年調査、大豆は2002年、小麦1999年、綿花2003年。“Production Systems Management Conservation Practices”(USDA ERS AREI Chapter 4.8)

⁽¹²⁾ “Have Conservation Compliance Incentives Reduced Soil Erosion ?” (USDA ERS “Amber Waves” June 2004)より。

⁽¹³⁾ 「農地土壌が有する多様な公益的機能と土壌管理のあり方(2)」(平成19年11月農林水産省生産局環境保全型農業対策室)

たといえる。補助制度の効果はいうまでもないが、新たに農地を開発できる可能性がほとんど無くなった現実のなかで、生産者の意識変化が起きている実態を（表1）からも読みとれるだろう。

＜輪作などの土壌保全対策が主要穀物の作付面積にも影響＞

2009年3月31日、米国農務省は穀物・大豆等の農家の作付意向に関する予測を公表した⁽¹⁴⁾。3月最初の2週間に8万6000戸の農家に電話等で行った調査結果である。同結果から予測される2009/10年度の作付計画と2008/09年度の作付実績を比較すると、トウモロコシは米国内のほぼ予想通り1.2%減、大豆は予想を4%以上も下回って0.4%増、麦類は7.6%減、綿花は7%減となっており、これを受けた4月初旬のシカゴ先物市場では特に大豆と小麦が再び高騰へ転じる動きとなった。

なお、穀物・大豆・綿花・牧草・サトウキビなど21品目の今年度の総作付面積は昨年度より2.4%の減と予測された。米国の多くの農家が生産を抑制しようとする背景には、価格低迷と生産資材価格の高止まり傾向があるとみられている。だが、この他にも農家側の事情がある。つまり、一部の作物を増産するために土壌保全対策等を止めれば補助金を失う可能性があり、補助金を受けながら生産抑制で価格の再高騰を待ちたいとする農場側の思惑が作付計画に影響を与えていると推測される。

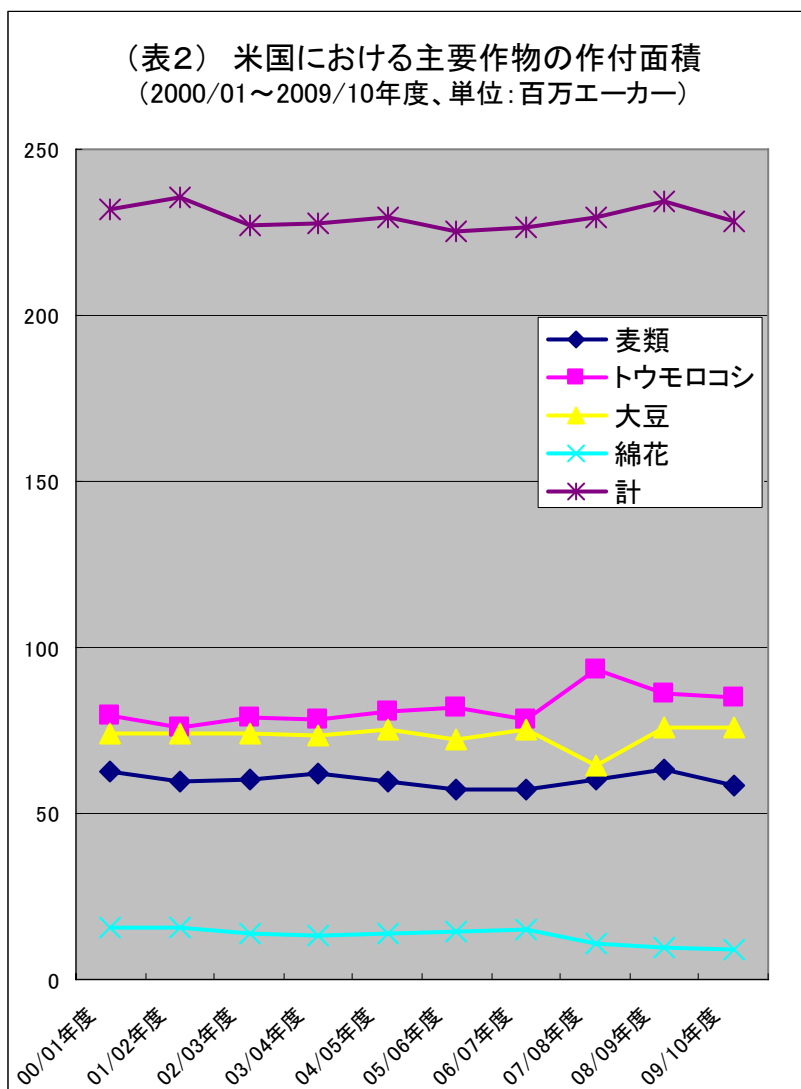
米国では主要な作物の作付面積が全体としてすでに限界へ達しており、次ページの（表2）に示されているように、特定の作物の作付けが増えれば、他の作物の作付けが減るといった構造になっている。食料の輸入国側がこのことに留意しなければならない必要性は今後さらに増してくると、筆者は考える。

本年度の作付計画の予測をみれば、引き続き綿花の作付けが大幅に減り、さらに麦類も減る。EUとカナダは小麦の輸出を大幅に増やすと見込まれているが、アルゼンチンは干ばつの影響で同輸出をほぼ半減させる。小麦市場はまだ安定していない。

一方で、トウモロコシの作付面積はエタノール価格低迷もあって昨年度に引き続き高止まりの傾向にあるが、在庫が大幅に減った大豆の作付けは期待されていたほど伸びないと予測されている。南米諸国からの大豆輸出と中国などの輸入量が大豆価格へ大きな影響を与えていく。

農地という食料の生産資源は基本的に有限であり、この枠組みのなかで、主要作物間の「作付調整」が世界の農産物貿易市場へ今後も影響を与えていく。今年も不安定な「売り手市場」となり、この傾向は、南米諸国等で需要を上回る増産が進められないかぎり、かなりの長期間、続くと予測する。

⁽¹⁴⁾ Prospective Plantings Report (USDA, March 31, 2009)



(資料) 米国農務省の農畜産物需給予測および脚注(14)の資料により作成。計は4品目の作付面積の合計。09/10年度は予測値。